

第15回豊島事業関連施設の撤去等検討会

日時：令和4年3月11日（金）

14：00～15：15

場所：香川県庁北館

4階 402会議室

（事務局のみ参集。その他はウェブ
会議システムにより出席）

出席委員（○印は議事録署名人）

永田座長

鈴木委員

高月委員

○松島委員

○須那委員

I 開会

- （木村環境森林部長から挨拶）

II 議事録署名人の指名

- （座長）委員、関係者の皆様、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。それでは、ただいまから第15回の撤去検討会の議事を進めていく。

本日の議事録署名人の件であるが、松島委員と須那委員にお引き受けいただきたいと考えている。よろしいか。松島先生、お願いします。

- （副座長）了解した。

- （座長）須那先生、よろしくお願いします。

- （委員）はい、承知した。

III 傍聴人の意見

- （座長）それでは、引き続き、恒例である傍聴人の方からご意見を頂戴する。本日の会

議には直島町の代表者の方は欠席であるが、特段の意見がない旨を伺っているので、ご報告させていただく。

それでは、豊島住民の代表者の方、どうぞよろしく願います。

<豊島住民会議>

○（豊島住民会議）施設の撤去等検討会の先生方には、精力的に取り組んでいただき、心からお礼を申し上げます。

私たち豊島住民の提案を受け入れていただき、遮水機能の解除、鋼矢板の引抜き作業は2月1日に開始され、作業は順調に進み、3月1日にすべての鋼矢板が引抜かれた。20年ぶりに水ヶ浦と瀬戸内海が繋がった瞬間だった。撤去等検討会の先生方には深く感謝する。

以下に本日検討していただきたいことを申し上げます。

1、資料2、令和3年度に実施される撤去工事について、高度排水処理施設に関連するものの解体作業はほぼ終了したが、集水井の撤去作業は3月中に完了し、船舶での搬出ができるのか。遮水壁の鋼矢板の搬出も含め、現在、処分地内に貯留されているものは計画どおり年度内に搬出されるのか、説明をしていただきたい。

2、資料4、栈橋撤去工事開始後の島内道路を活用した輸送・運搬について、瀬戸内海国際芸術祭の期間を配慮して搬出作業を行うことに関して、島外からの来島者に配慮されていることは理解する。普段から、瀬戸芸に関係なく、島外からの来島者は多数おり、10トン車の航行時は誘導者、監視員を配置するなどを検討していただきたい。

3、現場から家浦港までの道路は、約半分が未舗装であり、側溝は設置されておらず、未舗装の道路を雨水が流れ、道路肩が雨水の流れにより切れかかっている箇所がある。道路の使用に支障のないように保全管理をしていただきたい。

4、新型コロナウイルス感染拡大のため、香川県では3月21日までまん延防止措置が延長されている。島内での感染拡大が起きないように、安全かつ計画どおり作業を進めていただくことを改めて希望する。

災害を伴う異常気象が多発し、新型コロナウイルス感染症第6波によるパンデミックが収まらず、大変な状態であるが、どうぞよろしく願います。

○（座長）まず1番目のお話は、資料2のところで作らせていただく。

それから、2番目の島内道路活用の話で、観光客が瀬戸内芸術祭以外の期間でも結構お見えになる。それに対して十分配慮しながら対応していくという意思是表明されているかと思うが、その件についても、そこでやることとしたい。

あと、搬送路の未舗装の部分の管理の話と、もう1つはコロナ対応の話だが、この2つは、今、事務局のほうから少し説明をお願いする。

○（県）今、処分地につながる進入路については、一部未舗装のところがある。これまでも現場管理ということで、トラックそれから運行車両に影響がないように整えているという作業を行っているので、今後ともそれについては、走行に支障がないようにするというのは、当然やらないといけないと思っている。

それから、コロナ対策だが、健康管理委員会で今回コロナ対策のマニュアルについて見直しを行った。それは、主には、国の通知において濃厚接触者の待機期間が短くなったため、それに合わせてマニュアルを改訂することとした。それについては、各委員の先生方にもお知らせしているところである。

県としては、コロナ対応マニュアルに従って、きっちりとした対応を取っているところなので、今後、作業に影響が生じないよう、マニュアルに従った対応を取っていきたいというふうに考えている。

○（座長）はい。現場対応や住民との接点という点については、須那先生のご意見等伺いながら、マニュアルに反映させていると認識している。須那先生、一言、何かあればお願いしたいと思う。

○（委員）特に意見等は今ないが、とにかく、今回新しい対策マニュアルを設定したので、それに従って感染予防対策を進めていくということになると思う。

○（座長）それから、未舗装道路の管理だが、先ほど島内道路に関して活用させていただく、その活用が本格的に始まる前には、管理を徹底して対応していただくということで、県のほうにはお願いしておく。

○（県）承知した。

○（座長）よろしいか。3、4については以上のとおり。安岐さん、いいか。

○（豊島住民会議）3番目のところ、舗装から未舗装になったところの200mぐらい先、右側が竹藪で左側が池だが、そこが切れている箇所があり、そこは今のうちに修繕しておかないと、どんどん広がっていくのではないかと思うので、そこは。

○（座長）県のほう、現場に行って見て対応をするように。

○（県）切れているところは確認しているので、今後、中から出てきた路盤材等で調整する中で、そういったところを見て直していきたいと思っている。

- （座長）そのときには、安岐さんたちにも立ち会ってもらって、対応したほうがいい。
- （県）分かった。
- （座長）状況を心配されているところは、ぜひ見ていただいて。よろしいか、安岐さん。
- （豊島住民会議）はい。
- （座長）それでは本題に入らせていただく。まず、議題の1番目、令和3年度に実施あるいは検討する撤去工事等の概況、その6になる。どうぞ事務局から説明をお願いします。

IV 審議・報告事項

1. 令和3年度に実施あるいは検討する撤去工事等の概況（その6）（報告）【資料Ⅱ／1】

- （県）資料1である。令和3年度に実施あるいは検討する撤去工事等の概況（その6）となるが、今年度これまでの撤去工事の状況についてご報告をする。

資料1の3ページ目には、実施状況として実施工程をお付けしている。本文中も3ページの工程も同様であるが、施設番号としては、第12回フォローアップ委員会資料Ⅱ／1に記載のものを使用している。

それでは、1ページに戻っていただいて、2. 1 豊島内関連施設の撤去についての第Ⅱ期工事の実施計画書の検討である。これまでの検討会で、1ページに記載のある（1）～（4）までとなるが、（1）①－1沈砂池等、⑦上流側の排水路、③－2集水井、④高度排水処理施設及び関連施設、⑤簡易地下水処理施設、①－4西井戸、⑥－4高度排水処理施設周辺の処分地内道路、②トレンチドレーン及び⑨遮水機能の解除、⑥－2ベルトコンベア、これらについては、順次、基本計画書及び実施計画書をご審議いただき、了承後、工事に着手している。撤去工事の中には完了しているものもあり、資料2でそれぞれの現況をご報告する。

2ページ、⑥－3専用栈橋については、これまでの検討会の中で基本計画書の審議を終えており、その後、施工業者から実施計画書の提出があったので、今回の検討会で資料3になるが、このことについてご審議いただくよう準備している。

2. 2 第Ⅱ期工事の撤去手順の見直し、それから、2. 3 解体撤去物の搬出計画については、現時点では変更なく、今後、進捗状況を踏まえて、適宜、見直しを行っていくこととしている。

- （座長）3ページ目の工程表で、10番に処分地の整地関連というのがあり、10月から始まって、具体的な実施方法の検討と書かれているのだが、今、整地に関しては、事

務連絡会等でいろいろ住民会議との間で話し合いが持たれているというのは知っているが、具体的な実施方法の検討と書かれていて何も説明がないというのは、少し違和感を覚えるので、事務局、コメントをしていただけるか。

○（県）こちらの整地関連については、土堰堤の形状をどう行っていくかとか、県が今後維持管理していく中で、地表に降った雨をどちら側に流していくかとか、そういったことを、検討を進めているという状況の中である。

○（座長）現状の測量調査などもやられていたのではないか。

○（県）整地については、今年の10月からの予定をしているのだが、いずれの形になるとしても、測量というのはやはり必要になってくるので、現在、測量について業者に発注業務が終わり、今、業者が決まったという段階。今後、具体的な測量に入っていくのだが、今のところ、少し処分地の測量に向けた準備を行っており、4月以降に測量は開始するのかなというふうには思っているところである。

○（座長）分かった。これについて本文中で触れていないというのが少し気になる場所なので、何かこれについて現状のところを整理して、これに書き加えるようにしていただきたいと思う。よろしく願います。

○（県）はい、記載のほうを検討させていただく。

○（座長）全体的には2021年度分の計画というのは予定どおり進行しているというふうに理解しているが、それでよろしいか、事務局。お答えいただけるか。

○（県）はい、年度当初に計画していたものは、順次行ってきていると、我々も考えている。

○（座長）それでは、また何かあれば、ここへ戻っていただいても結構であるので、その資料については了承されたということで、修正はあるが、次に進ませていただく。

議題の2番目、令和3年度に実施する撤去工事の施工状況（その3）ということで、どうぞ説明をお願いします。

2. 令和3年度に実施する撤去工事等の施工状況（その3）（報告）【資料Ⅱ／2】

○（県）では、資料2、令和3年度に実施する撤去工事等の施工状況（その3）である。

資料2をご覧いただければと思う。共有のほうもさせていただいている。

1ページと2ページになるが、先ほども申し上げたが、これまでに基本計画書と実施計画書の2つについてご審議をいただき、撤去工事の実施となった施設を表1、手続き状況等のおりまとめている。番号①の沈砂池1、2等、⑦の外周排水路、③-2集水井、④高度排水処理施設とその関連施設、⑤簡易地下水処理施設、①-4西井戸、⑥-4処分地内道路、それから、2ページに進み、②のトレンチドレン、北揚水井及び⑨遮水壁、⑥-2ベルトコンベアとなっている。それぞれの施設の位置については、資料2の最後にA3になるが別紙で位置図をお示ししている。

では、3ページ、3. からそれぞれの施工状況についてご報告する。

まず、沈砂池1等の撤去工事の状況となる。処分地進入路の排水路、沈砂池1、2、承水路の撤去、安全管理上の整地、廃棄物等の搬出等、現地での撤去工事は完了し、工事書類の整理等を行っている。撤去工事のスケジュールを表2に、また、各施設の撤去後の状況を写真で付けている。写真1をご覧いただければと思う。こちらに、承水路の表面のコンクリートマット及びトレンチドレンを撤去し、沈砂池1への導水経路を確保したうえで安全管理上の整地を行った状況をお示ししている。少し見にくいですが、右のほうにある承水路西側の整地は、西井戸等の撤去工事で実施していくこととしている。

4ページになるが、(2)は、上流側の外周排水路の撤去工事の状況である。撤去工事のスケジュールを表3に、また、撤去状況を4ページに写真で付けている。この工事については、2月28日にすべての工程を完了している。写真2には、撤去後の現地の状況をお示ししており、写真中、少し見にくいですが、黄色枠内にあった外周排水路を撤去して、現状ではなくなっているというところが確認できようかと思っている。

5ページ、(3)は、集水井の撤去工事の状況である。撤去工事のスケジュールを表4に、また、施設の撤去状況を写真で付けている。こちらの撤去については、まず、水平方向の横孔、これが表の中では集水ボーリングとしているが、これを撤去し、その後、鉛直方向の立坑である集水井を撤去する手順で進めてきており、今週3月7日に水平方向の横孔の撤去を終了している。現在、鉛直方向の立坑の撤去を一番下から進めているところである。この状況写真を写真3、4としてお示ししている。

6ページに進み、(4)は、高度排水処理施設及び関連施設、簡易地下水処理施設の撤去工事の状況となっている。撤去工事のスケジュールを表5に、また、施設の撤去状況を写真5、6で付けている。高度排水処理施設の躯体上部、屋根や壁、あとは内装材等の解体が終わり、躯体下部、主に水槽部分になるが、こちらの解体を進めている。写真5では、高度排水処理施設の躯体下部の解体、水槽部の下のほうが見えているかと思うが、撤去状況をお示ししている。また、写真6では、簡易地下水処理施設として、残すところは活性炭吸着塔とそこからの処理水槽、手前側のオレンジというか赤茶色のものが残るだけとなっている。

7ページに進み、(5)は、西井戸と高度排水処理施設周辺の処分地内道路の撤去工事の状況となる。撤去工事のスケジュールを表6にお示している。これらの施設の撤去については、高度排水処理施設の撤去工事と施工ヤードが重複するため、工程調整を行っており、先ほどご確認いただいた高度排水処理施設の躯体等が解体された後に、コンクリート擁壁、写真8を見ていただければよく分かるかと思うが、こちらのコンクリート擁壁の取り壊しを実施していくこととしている。現状、このコンクリート擁壁取り壊しの準備工を順次進めているような状況となっている。このため、こちらのコンクリート擁壁解体は、工期の延長を行う可能性がある。写真7には、撤去する西井戸とドレーン碎石を、写真8には、先ほども見ていただいたが、コンクリート擁壁の周辺状況をお示ししている。

8ページに進むが、(6)は、遮水機能の解除関連工事と遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設の撤去工事の状況となる。表7に撤去工事の実施スケジュール、写真9～13、9ページになるが、こちらに工事の状況の写真をお示ししている。

当該工事については、遮水機能の解除工事に係るガイドライン、マニュアルに基づき、昨年12月7日から表面のアスファルト舗装等の構造物の撤去を始め、その後、鋼矢板上部の土壌掘削やトレンチドレーン碎石の撤去などの事前準備を進め、先ほど安岐さんのお話にもあったが、2月1日から鋼矢板の引抜きを実施し、3月1日に既設鋼矢板861枚、新設鋼矢板226枚の引抜き作業を完了した。

引抜き後の状況を9ページ、写真9、10にお示ししている。写真の中の黄色い点線内に遮水壁を設置していたわけだが、これがなくなっていることが確認できるかと思う。写真9は現場を西から東向きに、写真10は東から西向きに撮影している。また、引抜いた鋼矢板は、写真13、一番下の写真になるが、こちらのように処分地内に集積し、小割したうえで、3月中に専用栈橋を利用して搬出する予定としている。

鋼矢板の引抜きの中で、2月17日付で油圧圧入引抜き工法の試験的運用について通知したが、この工法により、先ほど申し上げた総数のうち、東側の既設鋼矢板120枚、新設鋼矢板172枚の引抜きを実施した。今回のバイプロハンマと油圧圧入引抜き工法による引抜き時のデータについては、取りまとめたうえで次回の検討会で報告したいと考えている。

遮水壁の引抜き跡を活用した土堰堤の地質調査を実施することとしていたため、引抜き直後に引抜き跡を確認したところ、引抜き時の振動等により閉塞した状態となっていた。松島委員による引抜き作業立会の際にも、地表面からピンポールという鉄製の棒を差し込んで、地盤の締め固まり状況をご確認いただいている。この際の状況を写真12、松島先生が写っていると思うが、お示ししている。確認いただいた結果としては、地表面から70cm程度より下は土圧により締め固まっていたというものである。引抜き跡の状況は、全体的にご確認いただいた点と同様の状態であったことから、引抜き跡は、作業ヤードの整地、整形等の際に地表面の転圧を行うこととしている。

また松島先生には、写真11にあるように、この先生が見ていただいているポイントが、遮水機能解除ワーキンググループの初回に行った現地視察の際に、はらみ出しを確認した箇所であり、この接手断面を確認いただいた。かみ合わせ部のひずみ等の変状はこの際確認されず、引抜いていく最後の引抜き部分としていたわけだが、結果としてはスムーズに引抜けたという状況になっている。

前回検討会の資料4でご提出した、遮水壁の引抜き跡を活用した土堰堤の地質調査計画の中では、遮水壁の引抜き跡にマイクロカメラを挿入して確認することとしていたが、先ほど説明したとおり、引抜き時の振動により引抜き跡は閉塞しており、マイクロカメラでの調査の実施は難しいと判断した。このことについても、松島委員には併せて当日現場でご確認いただいたところである。

10ページに進み、(7)は、ベルトコンベアの撤去工事の状況になる。表8に工事のスケジュール、写真14～17に現状等の写真をお示ししている。写真14、15は撤去前の、ベルトコンベアを設置していた状況写真であり、撤去した後の写真が写真16、17となっている。ベルトコンベアの撤去は、当初計画では3月からの撤去着手としていたが、他の撤去工事との工程調整を行った結果、2月14日から撤去工事に着手し、2月28日に現場作業を完了しており、現在、工事書類の整理等を行っている。

- (座長)先ほど冒頭で質問のあった運搬計画の話だが、事務局、少し整理していただけるか。安岐さんのほうから質問のあった内容について。
- (県)鋼矢板については、今、小割の作業も進めているので、3月いっぱいまでの。
- (座長)そうしたら、栈橋撤去までに全部終わるのか、それ以降に残るものはあるのかという話で、まず答えていただけないか。
- (県)7ページ。これに、逆Tの擁壁という部分があるが、こちらのコンクリート殻については、もう栈橋撤去工事までには間に合わないような状況となるかと思っている。
- (座長)先ほど工期延長という話がちらっと出てきていたが、そうしたら、今後の栈橋撤去までの間の搬出計画と、それから、その後で残ってしまうかもしれない、対応が必要になるものについて、数量的にきちっとまとめて、対象物と数量とをまとめて、資料として出していただけるか。我々のほうにも、この3の資料の添付資料として、それを付けるという形を取らせていただこう。そうすれば、これはまた住民会議のほうにもお渡しすることができるということで。よろしいか。

- （県）承知した。
- （座長）それでは、あと、松島先生のほうから少しコメントいただけるか。現地視察、それから、現地での打ち合わせ等、再三、松島先生にはご面倒な願いをさせていただいて、それに応えていただいていたわけであるが。そのへんの実情等を踏まえて、何かあれば願います。どうぞ。
- （副座長）現場には、最初と真ん中と最後に3回行かせていただいた。バイブロハンマを選択したのは、一番いい選択だったということが結果的に分かったと思う。最初に心配していたのは、共上がりで何枚も上がってきて、重機の性能以上になってしまうのではないかということだった。やはりバイブロハンマで1枚を何回も何回も上下に揺ることによって、接合部のゴムを焼き切ってしまったが、最大でも3枚ぐらいが共上がりで上がってくるぐらいで、ほとんど問題なく引抜くことができるようになったので、今回、すごく工期が短かったのだと思う。
- 中には、鋼矢板に金具が付いていて、それをサイレントパイラーで引抜こうとしたら、引抜けなかったという話を聞いている。そこで、このバイブロハンマだと引抜けた。結構うまくいったのではないかと思っている。
- それと最後に、空間が空くのではないかと。私も上のほうはもっと空くのではないかと考えていたのだが、やはり1mぐらいしか空かないなということが分かって、現場で鉄棒を一生懸命挿してみたのだが、やはり液状化して、土圧でぐっと締まってしまうので、かえってよかったかなという気がしている。
- そんなところが私の現場での見解で、次回に詳しいデータを出していただいで説明してもらおうことになると思う。
- （座長）次回のまとめには、また松島先生、事前に少し内容を見ていただきたいと思うので、よろしく願います。
- それから、先ほどの栈橋が撤去された後の搬出の話だが、冒頭でも少し観光客の話が出てきたが、輸送にあたっては、1日何台ぐらい、何日間ぐらいの分なのかということも含めて、計画を立てておくように。
- それから、少し前回だったか、活性炭のリサイクルの話があったかと思うが、結局、対応はどうなったのか。中地さんのほうから質問があったかと思うが。
- （県）そちらのほうは、量的に少ないので再利用するのは難しいという形で、もう処分することになった。
- （座長）分かった。

あと、いかがか。各先生のほうから何かあれば、よろしく願います。よろしいか。
それでは、次に行かせていただく。議題の3番目、「令和3年度に実施する撤去工事等に関する手続き状況と実施計画書（案）の作成（その5）」ということで、専用栈橋の話である。

3. 令和3年度に実施する撤去工事等に関する手続き状況と実施計画書（案）の作成（その5） — ⑥-3 その他施設（豊島専用栈橋）の撤去工事 —（審議）【資料Ⅱ／3】

○（県）資料3、令和3年度に実施する撤去工事等に関する手続き状況と実施計画書（案）の作成についてである。今回ご審議いただくのは、実施計画書については、⑥-3 その他施設、豊島専用栈橋の撤去工事となる。

基本計画書については、第12回の撤去検討会でご審議・ご了承いただいております、その後入札を実施し、受注者が表1に書いているように、村上組となっている。今回、実施計画書案をご審議いただき、承認後、撤去工事に着手していきたいと考えている。

資料3の(1)になる。1. 工事の基本方針としては、これまでの撤去工事と同じく、記載の「基本方針」に従って対応するとともに、令和元年度に実施した直島栈橋の解体撤去工事の経験を活かして実施することとしている。

2. 工事概要については、撤去工事に伴い出てくる廃棄物については、表1のとおり、コンクリート塊が床版と合わせて1,350トン。あと、専用栈橋と鋼管杭で金属類等となっている。

次に工事工程表になるが、表2のとおり、4月から9月末まで現場作業を行いたいと考えている。

それぞれについて順番に簡単にご説明すると、まず、4月初めに資機材の搬入・準備等を行い、ここで必要な資機材の搬入や作業区域を明示する灯浮標の設置、栈橋全体を囲むように汚濁防止膜を設置する。

続いて、4月中に床版の撤去工ということで、防舷材や照明設備等の撤去を行った後、飛散防止措置を行ったうえで、ブレーカー等により、地面を覆っているコンクリート等を撤去したいと考えている。

続いて、5月に栈橋上部撤去工を行って、上部の鋼材の溶接部をガス切断したい。

6月にドルフィン撤去工として、ドルフィンの上部コンクリートなどを撤去したいと考えている。

そして、今回工事の中心となる鋼管杭撤去工については、6月下旬から9月にかけて行いたいと考えており、こちらは少し具体的にご説明させていただく。

3ページに⑤で書いているが、土砂層に設置された鋼杭については、ケーシングとバイプロハンマにて鋼管杭外部を掘削したいと考えており、岩盤層に設置されたものについては、オーガにより鋼管杭内を中掘したいと思っている。その後、作業船のクレー

ンにより、装着されたバイプロハンマによって鋼管杭を引抜き、鋼管杭の穴については、作業船のクレーンに装着したオレンジバケットによって周辺の土砂を集積し、埋めたいと考えている。

1 ページに戻っていただき、運搬処理工は並行して4月から9月で行うこととしており、10月に片付工を行いたいと考えている。

施工期間中については、鈴木先生に現地確認の実施を予定している。

2 ページの4の施工方法についても、記載の「基本方針」及び「基本計画」等に従い撤去を行っていく。

発生するコンクリート塊及び金属類等については、記載の「解体・分別マニュアル」に従って分別し、「解体撤去物等の海上輸送マニュアル」に基づき、適切に島外搬出し、産業廃棄物処理業者に処理委託して、原則として有効活用をしていきたいと考えている。

なお、搬出量が少量であり、搬出時期や処分先の違いによって船等の調整がつかない場合には、記載のマニュアルに基づき、豊島の島内道路を活用してフェリー等で搬出することもある。

次に3ページの5番、安全管理については、記載のガイドライン、マニュアルと「新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応」等のマニュアルに基づき、安全確保に関する規定に従い、作業従事者及び周辺住民の健康と安全の確保を行っていく。

具体的には、安全管理体制を確立するために、安全衛生責任者を選任し、安全教育や危険予知活動の実施、新規入場者の教育を行うとともに、アルコール消毒やマスクの着用等、新型コロナウイルス感染症対策も行う。

また、処分地内で業務にあたる他の工事の受注業者や元請業者と、下請業者の接触を避ける措置とし、休憩所を分離するなどグループ分けを行い、グループを超えた接触を抑制することとしている。

次に4ページの6. 緊急時の体制及び対応については、事業者は、直ちに県及び関係機関に連絡することとし、連絡を受けた県においては、記載のマニュアルに基づき、これまでと同様、委員の先生方や豊島住民会議等の関係者に連絡を行う。

7. 環境保全対策については、記載のガイドライン及びマニュアルに従い、実施していく。

8. 廃棄物への対応と対策については、廃棄物等の分別・保管及び搬出にあたっては、記載のガイドラインやマニュアル等の解体・分別に関する規定に従い実施していく。また、輸送にあたっては、記載のマニュアルに従い実施していく。

撤去する構造物の解体・分別は、建設リサイクル法に基づき、表3の対象ごとに秤量し、記録し、処分先は再資源化施設等として再生利用を図っていく。

9. 現場作業環境の整備については、見やすい表示板や看板などを設置することや、

工事中については、資材や工具などが風等で飛散することがないように、作業終了時及び定期的に整理整頓しながら行っていきたいと考えている。

10. 環境負荷の計測については、記載の基本計画の規定に従い実施し、表4の項目や数値等を解体撤去の作業別に分けて集計したいと考えている。

5ページの11. 情報の収集・整理及び公開についても、記載のマニュアルに従い実施していきたいと考えている。

次に、3の(2)に実施計画書案を付けており、概要は今、説明させていただいた。特に、その後ろについている別紙、資料3の(2)の別紙が海上工事における具体的な対応事項とさせていただいており、県と業者で相談しつつ作成している。これについても、直島栈橋の解体工事の経験を活かして整理させていただいている。

1番の汚濁防止膜の設置等については、防止膜やカーテンの長さ、灯浮標について、仕様等をこちらで定めている。2ページで上側に図があるが、灯浮標及び警戒船の配置図をこのようにしたいと考えている。

2番として潜水作業時の注意等について記載しており、3番としてその他海上工事に対する対策として、表に風速等の作業中止基準を定めている。

作業については、原則として昼間の作業としたいと考えている。ただ、作業船を夜間に停泊させる際には、作業船の四隅に標識灯を設置することなどの対策を規定している。

○(座長) この件に関しては、鈴木委員に事前に助言等をいただいている。鈴木先生、コメントをお願いしたいと思う。

○(委員) 今、説明していただいたとおりだが、重要なところは、個々の工程で床版撤去とか栈橋上部の撤去、あるいはドルフィン撤去、これらが時期的に重ならないようにするということで、必ず分離するように計画していただいた。

それから、陸上工事だけではなく海上工事が相当あるので、付近の航行する船舶、この近くは大きな船が通らない。主に漁船とレジャーボートだが、そういうものが通過する恐れがあるので、それらに対して明示をはっきりさせるということで、単にオイルフェンスではなくて、工事用の灯浮標を付ける。それらも分かりやすいように同期点滅させるというようなことを求めて計画書に盛り込んでもらっている。

それから、請負業者が1社であって、それが他の下請けを使うので、そのへん意思の疎通が十分できるよう、工程上の安全もできるように配慮するように注意している。

○(座長) 廃棄物の搬出の計画だが、基本的には、この記載されている内容から見ると、台船等、船舶でほとんど輸送してしまうというふうに理解しておいてよいか。

- （委員）はい。引抜いたものをそのまま台船に積み込むので、陸上のほうには上がらない。
- （座長）分かった。先ほど少し出てきた擁壁のコンクリート殻については、この時期で一緒に搬出するわけにはいかないのか。そういう検討も可能なのかどうか、少し事務局のほうから答えてもらえるか。
- （県）鋼管杭を抜く前に床版と、あと陸上に設置してある水銀灯であるとか、そういったものの撤去工事が進んでいる中で、ダンプに搬入して船に持って行くというのは、少し難しいかなと思っている。
- （座長）ああ、そうか。分かった。そうすると、島内道路を活用するということ。
- （県）はい、そうなる。
- （座長）それでは、この計画に従い、栈橋撤去工事をお願いしたいと思う。
続いて議題の4番目、今の専用栈橋の撤去開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアルの作成ということで、事務局のほうから説明してもらおう。
4と次の5がそれに関連する話なので、合わせて対応していただけるか。

4. 「豊島専用栈橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル」の作成（審議）【資料Ⅱ／4】

- （県）資料4「豊島専用栈橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル」について、ご説明させていただく。
先ほど来、お話が出ているように、これまでは、基本的には専用栈橋を活用して船で廃棄物等の搬出等、資機材の搬入等をしてきた。しかしながら、これまでもご説明してきたように、令和4年度初めから豊島栈橋の撤去工事が開始されるので、それ以降についてはトラックでの輸送になり、島内道路を活用したものとなることから、もともとあった「豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル」を見直し、今回新たに記載のマニュアルを定めることにしたものである。
令和4年度の状況については、産廃特措法の期限にあたるが、処分地のほぼすべての施設等の撤去を実施し、整地を行いたいと考えている。
一方、これまでも安岐事務局長からもお話があったように、4年度には瀬戸内国際芸術祭が開催され、特に多くの観光客が島外から来られることが予想される。

そうした状況を踏まえ、施設撤去等に伴う資機材及び廃棄物等の島内道路を活用した搬出入については、期間や時間帯に十分配慮した対応が必要とあるので、この点を配慮してマニュアルを作成した。

2. 道路を使用する際の条件についてだが、1つ目については、原則として1日当たり10tトラック4台、かつ1カ月当たり10tトラック100台までの輸送・運搬を行うこととしている。2つ目は、緊急に輸送・運搬を行う必要がある場合としている。

3. 輸送・運搬の方法については、原則としては、2ページの図1に赤色の線で示させていただいているように、処分地から家浦港へこの道路を使い搬出をさせていただければと思っている。2)だが、あらかじめ予定している輸送・運搬の量と方法の概要については、関係者にお示しして協議し、運搬計画を立案したいと考えている。

3)また、実施前には、具体的な輸送・運搬の量と方法について、関係者に連絡する。

4)輸送・運搬に当たっては、関係法令を遵守するほか、登下校時間帯での輸送・運搬の回避、また可能な限り、騒音対策や粉じん及び悪臭の飛散防止対策を講じていきたいと思う。

先ほど来、お話ししているように、令和4年度についてはトラック輸送の台数が多くなることから、関係者からの要望も聞き、交通安全等に特段の配慮を行いたいと考えている。

5)緊急時の必要がある場合には、その時に関係者と協議していきたいと思う。

十分に安全に配慮して取り組んでいきたいと考えている。

それと、先ほど資料2のところでお話のあった、令和4年度の搬出についてどういったものを計画しているかということになるが、次のページに表としてまとめさせていただいている。

撤去対象物として左側にあると思うが、この一番上の処分地内道路・高度排水周辺というのが先ほど資料2でご説明させていただいた擁壁のことになる。こちらが、台数としては178台を想定しており、4月の頭とか、5月後半から7月ということで、今、考えている。

ほかに対象物としては、外周排水路、貯留トレンチ、新貯留トレンチ、また積替え施設、それと積替え施設前の処分地内道路ということで、合計としては一番右端に記載させていただいているが、一番多くなるのが11月と12月で、合計欄になるが80台を今のところ想定している。その80台の時期で1日当たりの台数が最大の4台となることを見込んでおり、今回のマニュアルのほうにもそういったことでこの想定を反映させていただければと思っている。

それと、最初に豊島住民会議の安岐さんのほうからお話があった、瀬戸芸で多くの方が島外から来られるので十分注意をというお話があったが、県としても先ほどのマニュアルでもご説明させていただいたように、もともと処分地から港までの道は細い道が続いており、これまでも十分に注意するよう、業者にも指導しており、今回、台数も

増える上に、瀬戸芸も開催されるので、これまで以上に安全に配慮して進めていかなければならないと思っており、事業者のほうにも十二分に指導を行っていきたいと考えている。

5. 上記に伴う関連規定の改訂（審議）

(1) 「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画」の改訂（その2）【資料Ⅱ／5-1】

- （県） 続いて、資料5-1になる。「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画」の改訂については、先ほど資料4でご説明した「豊島専用栈橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル」を策定することから、「基本計画」にその旨を適用させるため改訂させていただくものである。

改訂の箇所については、赤字で記載させていただいており、別紙の6ページ、Ⅲ. 6-1について、※印で記載しているが、豊島の専用栈橋の撤去工事の開始後については、資料4でご説明したマニュアルを適用することを追加させていただいている。

【5-1から5-2は一括して議論】

(2) 第Ⅱ期工事等での各種ガイドライン及びマニュアルの改訂（その2）【資料Ⅱ／5-2】

- （県） 続いて、資料5-2、第Ⅱ期工事等での各種ガイドライン及びマニュアルの改訂については、こちらについても、新たに作成する資料4のマニュアルを適用させるために改訂をさせていただくものである。

別紙1「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託ガイドライン」については、3ページの一番下に赤字で記載させていただいているように、栈橋撤去開始後については、記載のマニュアルを適用するという記載を追加させていただいている。

別紙2の「第Ⅱ期工事等における施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託マニュアル」についても、2ページ、第5になるが、こちらも同じく適用することを追加で記載させていただいている。

【5-1から5-2は一括して議論】

- （座長） 少し確認だが、今の最後に説明のあったものには、目次とか表紙に相当するような部分がかっついているのか。別紙の裏側のところに。
- （県） はい。
- （座長） ところが、今回出してきた輸送・運搬に関するマニュアルについては表書きが

ない。

- （県） そうである。
- （座長） それは付けるのか。付ける必要があるのか。
- （県） 付ける。
- （座長） それでは、付けるように。それから、基本計画の改訂についても、何かそういう状態のものが必要なのかなと思ったが、これは付けないのか。この改訂でもう終わりにしてしまうのか。マニュアルとは少し違うから。
- （県） 基本計画はずっとこういう形だった。
- （座長） では、基本計画はこのままで。
- （県） はい、承知した。
- （座長） 最初の運搬マニュアルについては、表書きを付けると。
それから、もう1つ、安岐さんが言われた話は、私の理解では、この3の中で関係者、特に2ページ目のところに「関係者の要望を聞き」となっているので、その要望だというふうに思っている。まだそれ以外にもいろいろあるのではと思っており、いろいろな形で聞くチャンスが出てくるのかと思うので、その要望を聞いたうえで対処してもらえるか。
- （県） はい、承知した。
- （座長） それから、その横長の表だが、これは、台数というのは、どこに表の、本当は表1の概算数量のところに、10tトラック台数とか、数値は10tトラック台数であるということを書いておかなくてはいけないのではないかと思っている。それがあまりはっきりこの表に示されていない。
それから、先ほど擁壁の話が、この処分地内道路という中に入るといってお話だったが、さっきの資料を見ると、どうもそういう理解にはつながっていかないなということで、さっきの資料との整合性をもう一度検討してみてください。横長の表。参考資料1。
- （県） 参考資料1の表の一番上の処分地内道路（高度排水周辺）というところ。資料2

の7ページ、これが高度排水処理施設周辺の処分地内道路の工事の範疇として入っている。

○(座長) いや、範疇なのか。それは、もう少し説明しなくてはいけない。高度排水処理施設周辺、処分地内道路というふうになっているのか。それで、擁壁だけが残るとか言っていた。その擁壁部分というのは、道路の擁壁なのか。

○(県) はい。道路の擁壁になる。

○(座長) そうか。そのへんのところをもう少しはっきりさせておいてもらって、少し先ほどの説明が。ここが西井戸の周辺状況とか書いてあって。上の字が小さくて読めないのだが、写真8の一番上には何と書いてあるのか。

○(県) 写真8の上は、逆T擁壁周辺の取り壊し作業の影響範囲内にある高度排水処理施設の躯体等が撤去された後に、撤去に取り掛かる。

○(座長) それの逆T擁壁周辺擁壁というのが、その道路の擁壁なのか。少しそれをはっきりさせておいてもらったほうがいいのかもしれない。この記述が。この表1につながるような内容、こことつながっているということをはっきりさせておいてほしいという要望。

○(県) 分かった。記載を検討させていただく。

○(座長) それでは、以上で説明のほうは終わりだが、何かあればお願いしたいと思う。

○(委員) 資料Ⅱ/4、ここでトラックがフェリーに積み込むわけだが、フェリー会社と事前に相談というか、話し合いを十分持っておいていただきたいと思う。フェリー会社もそれぞれ島民の車と、あるいは観光客の車とがあるので、これだけの重量物が入ってくると、積み込み等が困るときがあるので、積み込み計画については、フェリー会社と事前に打ち合わせをしていただきたいと思う。

○(座長) はい。分かった。

○(県) 分かった。承知した。

○(座長) 今まではどうされていたのか。島内搬出のときは。

- （県）島内搬出のとき、主には、新たな廃棄物が見つかった後で、島外に陸路を使って搬出したわけだが、そのときも、今回、鈴木先生が言われたとおり、船会社と相談しながらやっていた。
- （座長）分かった。そのように対応しておくように。
- （県）承知した。
- （座長）高月先生、どうぞ。
- （委員）今のところだが、関係者にいろいろ連絡するということはもちろん大切なことなのだが、一般島民に対して何か周知されるのか。
- （座長）なるほど。少し事務局のほうに答えていただく。
- （県）住民会議のほうにお知らせする、先生方にお知らせするというのはやっていたが、一般島民の方にお知らせするというのは、これまでやってきていない。
- （座長）その必要があるというのが、高月先生のお話かなというふうに思ったのだが。
- （委員）観光客や一般島民の方に、周知するような方法を考えたほうがいいような気がするが。
- （県）その点については、豊島住民会議とも相談して、適切な対応を取るように検討させていただきたいと思う。
- （委員）漏れないようお願いしたいと思う。
- （座長）ほかによろしいか。
それでは、以上で本日準備した資料の審議は終わりにさせていただくが、全体として何かあるか。もし、ご意見等あれば、お願いしたいと思う。よろしいか。
- （座長）それでは、また最後に傍聴人ということで、豊島住民代表者の方からご意見頂戴する。どうぞ。

V 傍聴人の意見

<豊島住民会議>

○（豊島住民会議）1点ある。

資料Ⅱ／3（2）の別紙に、海上工事による具体的な対応事項とあるのだが、そこで、汚濁防止膜の設置等というところで、満潮時でも海底に届く長さ、 $H=4\sim 13\text{m}$ というふうになっているのだが、あそこは非常に潮が速いところで、当然、スカートの下にはチェーンを付けると思うが、これで吹かれないか。吹き上げというのは。

○（座長）どうか。鈴木先生、何かコメントがあればお願いしたいと思う。

○（委員）このあたりの潮流が何ノットで流れるかというのはよく分からないが、浮き上がるようであれば、チェーンの重みを増やすという手があるので、それで対応できるかなと思う。

○（座長）よろしいか。そういう意味では、実際に工事をやっていく過程の中で、潮汐等を判断して対応をとることというふうに安岐さんの指摘は聞いておくが、よろしいか、安岐さん。

○（豊島住民会議）はい。

○（座長）鈴木先生にも、今、そういうお答えをさせていただいた。
それでは、以上でよろしいか。

○（豊島住民会議）1点いいか。

○（座長）どうぞ。

○（豊島住民会議）資料Ⅱ／2の5ページ、安岐さんの冒頭発言で質問したことの回答が正確には出ていないので。

○（座長）何だったか。

○（豊島住民会議）表4の集水井の撤去の工事のお話だが、その下のコンクリート擁壁については、4月以降残るというお話だったのだが、ここの集水井立坑はまだ撤去中なのか。表で見ると、もう終わらなければいけない頃になるのだが、そのへんのことを報告

されていなかったなので、工事の進捗状況をお話しいただきたい。

- （座長）今の集水井、これだと3月の半ば過ぎぐらいには終わる予定になっているのか。矢印が2つあるのも少し気になるが。どうぞ、事務局のほう、答えてくれるか。
- （県）集水井の底にコンクリート打ち、上部にもあるのだが、それについては3月中に撤去、それと搬出できる予定である。
その周りのライナープレートについては、今のところ3月中を目標にしているが、少し繰り越す可能性もあると考えている。
ただ、このライナープレートの量は、それほど多くはないので、トラックにしても数台程度で済ませられるのかなというふうには考えている。
- （座長）そうすると、7ページ目の5のところは延長の可能性があるという話と、3のほうについてはあまり延長の意識がなかったのだが、こっちも延長になる可能性があるということか。
- （県）今のところは3月中を目標にはしているが、可能性がないとは言い切れないという。
- （座長）いや、集水井とか集水ボーリング等はまだ終わる時期にきているというご指摘。
- （県）延長の可能性もあるので、同様に書き方を修正させていただけたらと思う。
- （座長）ではこれは修正を。延長の可能性をもう一度精査してみてくださいないか。そういう意味では。ほかの工事も含めて。
- （県）承知した。
- （座長）当初の計画というのが存在していて、それはそれで我々は受け入れている。途中で報告があるたびに、その当初の計画とどこがどう違ってきたのかということをはっきりするように。当初の計画からどう変わったのかということの説明して、ちゃんと了承をもらうということ。
それから、また、進行過程の中で、それをさらに変更するということもあり得るのだろう。そういう形で書いていくということが必要になってくるので。
それから、先ほど申し上げたのは、現状では可能性として栈橋の撤去後にも搬出しなければいけないものの数量等について、もう少し精度の高い予測をして示すように。そ

れに合わせて、先ほどの横長の搬出計画のほうも修正をする必要が出てくるかもしれない。

中地さん、よろしいか。

○（豊島住民会議）はい、結構である。

VI 閉会

○（座長）はい。ということで、それでは、今の修正は至急、私と事務局のほうで打ち合わせした後、また皆さんのほうにはお知らせしたいと思っているので、よろしくお願ひする。

以上をもって、第15回の撤去検討会は終了とさせていただきます。

以上の議事を明らかにするため、本議事録を作成し、議事録署名人が署名押印する。

令和 年 月 日

議事録署名人

委員

委員